

第2期新しいばらき障害者プランの改定(中間見直し)概要

基本理念と3つの視点

本計画は、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」とあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、県民すべてが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指す。

【基本理念】 「ノーマライゼーション」と「完全参加」

視点Ⅰ：ひとりひとりが尊重される社会をめざして

視点Ⅱ：質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして

視点Ⅲ：快適に暮らせる社会をめざして

施策の展開 (下線が改定箇所)

I ひとりひとりが尊重される社会をめざして

- 1 思いやりと助け合いの心づくり
(1) 啓発・広報活動の推進
(2) 福祉教育・ボランティア活動の推進
- 2 権利擁護の推進
(1) 権利擁護の取り組みの充実
- 3 地域生活への移行の促進
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
(2) 地域包括ケアシステムにおける精神障害者への支援の充実
(3) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- 4 教育・育成の充実
(1) 障害児への支援
(2) 学校教育の充実
(3) 生涯学習の推進
- 5 就労機会の拡大
(1) 一般就労の促進
(2) 福祉的就労の促進
- 6 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実
(1) 文化芸術活動の充実
(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実
(3) 国際交流の促進

II 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして

- 1 保健・医療の充実
(1) 保健サービスの充実
(2) 早期発見・早期療育の充実
(3) 医療の充実
- 2 福祉の充実
(1) 生活の支援と安定
(2) 専門性の高い福祉サービスの充実
(3) サービス提供体制の充実
(4) 施設におけるサービスの充実
(5) 相談支援体制の充実
(6) 情報バリアフリーの推進
- 3 障害児支援の提供体制の整備
(1) 地域支援体制の構築
(2) 医療的ニーズへの対応
- 4 人材の確保・育成
(1) 人材の確保・育成の推進
- 5 地域共生社会の実現に向けた取組
(1) 保健・医療・福祉・保育・教育・労働の連携による施策の推進

III 快適に暮らせる社会をめざして

- 1 人にやさしいまちづくり
(1) ユニバーサルデザインの推進
(2) 居住環境整備の推進
(3) 生活環境整備の促進
- 2 外出支援の充実
(1) 移動手段の確保
(2) 移動支援の充実
- 3 安全・安心な暮らしの確保
(1) 防災対策の充実
(2) 消費者被害の防止と防犯意識の高揚
(3) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底
- 4 行政サービス等における配慮
(1) 行政機関の配慮
(2) 選挙における配慮